

第 82 回小田原市個人情報保護運営審議会会議録

- 1 日 時 令和 3 年 7 月 1 日 (木) 午後 2 時から午後 4 時 10 分まで
- 2 場 所 小田原市役所 3 階 全員協議会室
- 3 出 席 者
 - (1) 会 長 小室 充孝
 - (2) 委 員 本田 耕一、加藤 敏夫、島貫 憲夫、川口 博三、前田 江美
※欠 席 成木 喜代子、相馬 茂
 - (3) 事務局 石塚副課長、古澤主任
 - (4) 説明員 (デジタルイノベーション課) 倉本係長、奥津主事
(建築課) 井田副課長、大川主査
(保育課) 高瀬副課長・(教育総務課) 濱野副課長
(戸籍住民課) 藤貫副課長、飯田係長、土谷主事
- 4 資 料 別紙のとおり
- 5 会議の概要
 - (1) 開 会
 - (2) 議 事
 - (3) そ の 他
 - (4) 閉 会

要旨は次の<諮問審議>のとおり

< 諮問審議 >

事務局 (審議に入る前に当日配布資料「LGWAN のイメージ図」について説明)

委員 ここでいう地方公共団体とはどういうことなのでしょうか。

事務局 この図でいう地方公共団体とは、インターネットとLGWANを繋げる関所のようなものです。例えば、LGWAN の中で、神奈川県庁及び県内市町村がネットワークで繋がっており、神奈川県庁がインターネットの窓口になっています。47 都道府県毎に必ず一つのインターネットの窓口を設けることが決まっており、この地方公共団体というのが都道府県ごとにインターネット専用の窓口、関所があるという風にイメージしてもらえるとよいと思います。

委員 LGWAN の中にデータを置いている場合というのは、かなり強固に守られていると考えてよろしいでしょうか。

事務局 専用線の中なので、基本的にはそうです。

委員 それに比べて、例えばインターネット上にサーバーを置いた場合は、少し注意しなくてはいけないというイメージですか。

事務局 注意の仕方もあると思うが、一般的に、我々が一市民として使っている LINE や Gmail 等は、全部インターネット上にサーバーがあるので、そのセキュリティは、サービスによってある程度レベルがあるというところです。しかし、行政は行政で完全に専用のネットワークなので、そこはある程度守られていると認識しています。

委員 例えば LGWAN を使う場合とインターネットを使う場合とありますが、それは何かルール上こういう場合は使うなど、そういう風に決められているのでしょうか。

事務局 LGWAN だと行政の中の世界なので、行政間や行政の内部だけで使う場合には、LGWAN を使いますが、住民や企業とサーバーを共有する場合にはインターネットの方に置いた方が、利便性が高いので、そういう場合にはインターネットの世界の方にサーバーを置く

というような、大体の区分けをしています。

委員 例えば、住民の方が LGWAN の中にアクセスする方法も残されているのでしょうか。

事務局 アクセスは出来るかもしれませんが、必ずこの関所を通過していかなければいけないので、かなり効率が悪いと思います。インターネットですと、ある程度自分の家庭のパソコンからアクセス出来ますが、LGWAN の世界だと少し間接的という形になるので、一般の方が直接アクセスするというのは中々難しいです。もしやるとしたら、必ず、このパソコン、特定の所からアクセスするというのを登録しないと受け付けないようなシステムであります。

委員 必ず登録が必要なのですか。

事務局 方法として、そういうパターンもあるということです。インターネットだと気軽というか、サーバーの URL が分かればアクセス出来ます。しかし、LGWAN 側にアクセスするとなると、LGWAN 側が許可しないと、一般の方ではアクセス出来ないという、専用の効率的なネットワークになっています。

委員 わかりました。

事務局 では、こちらをイメージしながら、諮問ア、イ、ウ、エまで同じような形の諮問がありますので、ご審議いただければと思います。

それでは、今後の議事進行は会長にお願いします。

会長 それでは、審議に入ります。

(1) 諮問事項ア、デジタルイノベーション課及び保育課所管の「AI-OCR 導入実証実験事務」を審議します。諮問内容の説明を求めます。事務局は所管課の説明員を入れてください。

説明員 <デジタルイノベーション課説明員が入室 倉本係長が資料 1 に基づき説明>

会 長 委員の皆様からご質問ございますか。

委 員 これは、エクセルではなくてPDFを使うとのことですが、エクセルをダイレクトにということは出来なかったのでしょうか。

説明員 これは、検査機関から各保育所へ郵送されたもので、エクセルという形でなく、この紙自体が保育所に結果として行くので、小田原市ではこの紙のコピーを回収し、それを元に入力するという作業になっています。あくまで、各保育所が検査機関というところをお願いしている形です。

委 員 仮に、保育所がダイレクトで入力出来れば、その手間もなくなるのでしょうか。

説明員 可能性はあります。

委 員 AI-OCR というのは、今一般的に使われている OCR に比べて識字精度が高いと考えればよろしいでしょうか。

説明員 そうです。精度が高いことに加え、AI つまり人工知能と言われる部分があるので、ここは名前の領域ということを最初から指定ができ、名前らしいものが来たら、名前に変換していきます。従前の OCR は、この辺の領域を読み込むというだけの機能で、漢字の認識率などが、あまりよろしくなかったという問題がありました。今回は、漢字などの認識が優れているという意味で AI-OCR を使います。蛇足ですが、小田原市も OCR 機能を一部で使わせていただけていますが、読んでいるのは数字だけでした。それだと、漢字の認識率が中々難しいところがあります。おっしゃるとおり、認識率が高いというメリットがあります。

委 員 RPA と組み合わせると書かれているが、これはどういうことをやられるのでしょうか。

説明員 RPA の方で入力作業をするという意味です。AI-OCR で出てくるデータは、具体的に言うと保育所の名前が一番左にあり、カンマで区切られながら人の名前が出てくるもので、アウトプットだけしかテキスト上は出てこないです。RPA は自動化のロボットにな

るので、そのテキストデータを入力するエクセルは、最初からフォーマットを決めていて、保育園の名前や職員の名前などがある程度書いた状態にしておき、この保育所の名前で、この方というのが来たら、平たく言うと、7月に受けたら1を立てる、次の方の名前を見つけて、5月1日に1を立てる、また4月に1を立てるなどの具体的な作業をRPA側に覚え込ませていきます。RPAは、単純な作業を繰り返すことが得意なので、人の名前を見つけて受けました、1の入力をしていくというのをRPAにやらせるのです。そうすると、今まで手作業でやっていた入力が、全部RPA側で綺麗に打ち込みが完了することになるので、職員の手間が、ほぼかからずに結果として出てくるはずということになります。

委員 認識文字データは、作業後に担当者の方が削除されると書いてありますが、今回の諮問事項の資料を読んだところでは、自動削除になっています。今回は実証実験だからよいと思いますが、もしシステム化される時には、当然自動削除というのが、結構大事なポイントかなと思います。

説明員 何日間経てば自動削除等の機能があることは分かっており、今回短期間で行うので、業者と調整して、終わったらきちんと消すぐらいの感じで考えています。ご意見として承って、実際やる時にはきちんと自動で消せるといったことはやらせていただきたいと思います。

委員 今回はテスト的にやられるということですが、その期間と全体の件数というのは、どのくらいを計画しているのでしょうか。

説明員 今年度一年分をやろうとしています。ただ、4月分は保育課の方で既に入力が終わっているらしいので、5月分からやろうとしています。先程言ったとおり、38園で1300人掛ける11カ月ぐらいのデータを一気に読み込みをして、数字の1を、受検したということを立てていくということを考えています。いきなり計算出来ませんが、結構な数が読み込みの対象となるというところです。

委員 今回は実証実験をやると同時に、実際に今までの業務も並行してやられるというイメージですか。

説明員 何か月分かは手入力の部分と、AI-OCR と RPA を組み合わせた分を同時にやっていただいて、うまくいっているかを確認しないと、結局、全部が正しいかどうかが見えてこないで、そこの部分を保育課にお願いして、作業をしていただくつもりでいます。

委員 では、データの削除とかは、その検証が終わったら最後一括で行うのですか。

説明員 そういうイメージです。スタートは、この審議会後に、とりあえずは何か月分かを一回やってみて、データを消してうまく行きそうだとしたら、もう半年分などを一気にまとめて3月にやればよいだけになるので、2回か3回に分かれるくらいだと思います。

委員 基本的には、毎月1,300人のデータを打ち込んでいるということで、結構、効率良くなるのでしょうか。

説明員 延べ1,300人なので、月ごとに、たまに辞めたりする方がいらっしゃるので1,200人くらいの規模になるかもしれないが、トータルでいうと1,300人の表になっています。それぐらいの人数がいらっしゃるということではあります。

委員 アプリケーションサービス提供者の選定というのは、そちらで行うのでしょうか。

説明員 具体的に申し上げますと、RPAをお願いしている業者が、AI-OCRのサービスを始めたので、一回使ってみないかというのが今回の事の発端であり、今回は、お金もかからずにやるつもりでいます。具体的な名称を挙げるなら、日立システムズというところが、2年ぐらい前からRPAの事業をうちと組んでやっていただいているので、そのLGWAN、ASPのサービスが出来たので、少し使ってみないかというところから始めるものなので、新しく選定をするというよりは、もう決めた業者とやらせていただくという感じで考えています。

委員 その出入りする業者の資格審査というのは、どこかでやっているのですか。

説明員 最初に RPA を始める時に、それは業者選定という形で、プロポーザルで資格を決めて、この要件を満たす方という形で業者を選定させていただいたところから話はスタートしています。

委員 それは地方公共団体の団体が選定をしている、LGWAN 関係のアソシエーションが選定しているという形ですか。それとも、小田原市が選んでいるという形でしょうか。

説明員 LGWAN、ASP に業者が登録するのは、選定機関が一個あります。地方公共団体情報システム機構というもので、そちらが LGWAN、ASP を使ってよいかどうかの全体の権限を持っています。業者的に言うと、サービス利用料まで含めて地方公共団体情報システム機構とやり取りをして認可をいただいて LGWAN、ASP のサービスを提供しているということになります。一応、そのサービスを使うかどうかという判断をしている訳で、業者的に暴力団関係ではないといった確認を取らせていただいて、業務として使っていけるかどうかの判断をしています。

委員 今回はそのアプリケーションソフトと、データを具体的には、先程の業者がやっているところ、その辺のセキュリティは大丈夫なのでしょうか。

説明員 LGWAN、ASP である以上、基本的には俗にインターネットから切り離された世界で動いているものになるので、行政間のネットワークということになります。今回の AI-OCR も、実は自治体ごとに使える領域というのは決まっており、もっと言うと Google や Yahoo! といったところも、小田原市用の URL が割り当てられて、かつ ID、パスワードで入っていくという形のセキュリティを確保されている状態で使っています。一般の方は、全然見られないところにあるというところで作業させていただく形で考えています。

会長 先程説明してくれたのかもしれませんが、RPA とは簡単に言うと何なのでしょう。

説明員 パソコンでやっている人の操作を勝手に覚えて、同じ様にやってくれるというソフトであります。俗に言う、単純作業が自動化出来るということで、メーカーも含めてここ 3、4 年くらいで急に流行りだしたものです。たまにニュース等で、人がいないのにパソコンが動いているなどは、RPA が動いているというものであります。今回は、具体的

に申し上げると、保育所の名前を検索し、出てきた所で人の名前を検索し、受検した年月日から月を割り出して、その月のあるセルのところに1を入力するという作業を延々と繰り返していくという作業を考えています。RPA は覚えさせ方次第なので、ある程度のエクセルの編集等も全部ルールが決まっていれば自動で出来ます。

会 長 単純に OCR を読み取ってデータにするだけなら、何か機械があればそれで終わってしまう様な気がしていましたが、その後の色々な作業も全部機械にやってもらうということなのですね。それ用のソフトを入れるには、一定容量のサーバーが必要で、それは相当なものだから外に頼んでしまった方がよいという話ですか。

説明員 AI-OCR は外に頼んだ方が、効率が良く、RPA はパソコンに入るソフトになっているので、パソコンだけで今動いています。

会 長 そのソフトを市役所の中のパソコンにインストールするのですか。

説明員 はい。

委 員 少し前のエクセルのマクロのような感じですか。

説明員 マクロのような感じで、マクロよりも、もう少し考えてくれるというところです。

委 員 それを書き出せるのは、日立システムズの中でしょうか。そうではなくて、PDF を送った時点ですか。

説明員 PDF を送った時点で、もう勝手に1枚当たり7秒くらいで書き出されます。少し適当なデータを作ってみて、送って見たら1枚当たり7秒くらいで、一列に保育所名、名前、出勤簿というテキストデータが書き出されるという感じになりました。

会 長 読み込んだものは、こちらの LGWAN のサーバーの方に行くのですか。

説明員 LGWAN のサーバーの方に PDF を投げると、その中でテキストワイドを作ってくれます。

それを、こちらへ持ってきてRPAで行います。

会 長 その作業が、読み込んでデータにするところが一番大変なのですか。

説明員 機械的には全然大変ではないです。

会 長 それだと、そこは市に置いておいてよいような気がするのですが。

説明員 ただ、AI-OCR ソフト自体がそれなりの機能があるので、一個一個、市が買い上げてやるというよりは、特に実証実験ということがあるので、データセンターにあるものの、一部に間借りさせていただいた方が業者的にも多分効率的なのだと思います。

会 長 今回はこのサービスですが、他の業務も同じようなことが、もしあるとすると、それはまた、個々の業者にそれぞれ頼むような話になり、小田原市は、いつもそこみたいな話にはならないのでしょうか。

説明員 やりようだと思います。今回は、この様式でやりますが、全然違う様式でPDF からテキストにも出来ます。同じ業者を使い続けて全体で安くあげるのか、それぞれでやるのかは考え方次第です。あくまで、この様式を今回覚えさせて、この様式のこの辺を読むということをやっているだけで、40 行ぐらい氏名があり、仮名などは読み飛ばすという形にしています。

委 員 そうすると、AI-OCR 導入というのは、ある意味でいくと、これから審議するシステムの内容に絡んでくるのでしょうか。

事務局 次から諮問するのは別々のシステムです。

説明員 絡むとすると、手入力が大変というのに対して我々のものが有効であって、普通のシステムの中で動いているものに関しては全然必要がないです。建築課などは、住宅の更新があるので、あまり大きな手入力作業はないと思うので、こういうのはあまり馴染まないかなという感じはします。

委員 そうすると、使うとすれば、ここだけしか使えないのでしょうか。

説明員 市役所の中で色々な業務があり、同じ保育課の中で、候補としてもう一つ挙がっているのが、保育園の入所の申し込みというののもので、6ページぐらいの紙の量をひたすら打ち込んでいくという作業をしています。来年の4月申し込みに向けて、秋ぐらいのものが、結構なボリューム感があるという話を聞いていましたが、実証実験のタイミングが合わなかったので、今回見送りさせていただきました。紙で来たものを頑張って入力するところに対して、AI-OCRとRPAという組み合わせが、今流行り出しているというのがポイントであります。

委員 他にも展開出来るものなのですか。

説明員 展開は出来るものです。

事務局 小田原市に色々なシステムがあり、今のように紙から入力するという業務をやっているものは沢山あります。それに、こちらが上手くすれば応用出来る形になると思います。

委員 今後コロナのデータというか、例えば保育園の中で熱が出た人が何人いてということに使うことも考えていたりするのですか。

説明員 そこを考えているのかというと、今は特に考えていません。個々の業務については、なかなか申し上げにくいところです。

会長 よろしいでしょうか。よろしければ質疑を終わりにします。説明員の方は、ご退席いただいで結構です。ありがとうございました。

<質疑応答終了 説明員退室>

会長 それでは審議に入ります。
諮問事項アについて、ご意見いかがでしょうか。

各委員 (意見なし)

会 長 他にご意見がなければ、諮問事項ア「AI-OCR 導入実証実験事務」について、承認・不承認の採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会 長 ご異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項アを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

各委員 (全員賛成)

会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項アは承認することといたします。

会 長 次に、諮問事項イ、建築課所管の「市営住宅管理システム（住まいる）更新事務」を審議します。諮問内容の説明を求めます。事務局は所管課の説明員を入れてください。

< 建築課説明員入室 井田副課長が資料 2 に基づき説明 >

会 長 委員の皆様からご質問ございますか。

委 員 名称が、更新事務となっていますが、あくまでもサーバーを切り替えるということだけなのでしょうか。

説明員 現存として建築課内でサーバーを 1 台置いており、そのサーバーを元に市の基幹業務システムの庁内 LAN ネットワークを経由し、パソコン 2 台で入出力を行っていました。今後は、サーバー自体を市から無くして、データセンターにあるサーバー内で対応することにより、サーバー等の金額が必要なくなる形であります。回線については、LGWAN 回線を使用し、基幹業務の回線を通じて、パソコン 2 台で入出力を行うという流れになります。

委 員 管理業務としてのソフトウェアの部分は基本的には変わらないのですか。

説明員 変わりません。

委 員 サーバーを更新するという意味で捉えてよろしいでしょうか。

説明員 それで結構です。

会 長 他によろしいですか。

各委員 (質疑なし)

会 長 よろしければ質疑を終わりにいたします。説明員の方は、ご退席いただいて結構です。
ありがとうございました。

< 質疑応答終了 説明員退室 >

会 長 では審議に入ります。
諮問事項イについて、ご意見いかがでしょうか。

各委員 (意見なし)

会 長 意見がなければ、諮問事項イについて、承認・不承認の採決をいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会 長 異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項イを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

各委員 (全員賛成)

会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項イは承認することといたします。

会 長 次に諮問事項ウ 保育課、教育総務課所管の「公立保育所・幼稚園園務システム導入事業」を審議します。諮問内容の説明を求めます。事務局は所管課の説明員を入れてください。

< 保育課及び教育総務課説明員入室 高瀬副課長が資料 3 に基づき説明 >

会 長 委員の皆様からご質問がありますか。

委 員 保育所と幼稚園は、全部で 11 園でしょうか。システムとしては、かなり考えられて作られていると思います。お話の中にあつた、職位アクセス権、ログイン認証、パスワード等を、この 11 園に勤めている方が、それらの権限を持つと思いますが、その管理というのはどこかで一括して行うのでしょうか。

説明員 基本的には、各園の園長が管理する形になります。

委 員 自分の園の職員の ID、パスワード、権限も管理されるということでしょうか。

説明員 そうです。

委 員 かなり重要なポイントだと思い、システム自体は堅固に出来ているのですが、気になったもので確認させていただきました。

説明員 基本的には、小田原市のセキュリティポリシーに則って管理させていただきます。各園は、それぞれ離れた場所にあるので、直接園長が管理するのが適切だと考えています。

委 員 幼稚園の先生は、割と出入りが激しいと聞いていますので、もしかすると、前任者の ID やパスワードを削除しなかったりする危険があります。新たに入ってきた人の権限に

ついて、園長はかなり重要に捉えて管理するのが、このシステムのポイントだと思うので、そういうことをお聞きしました。

委員 別紙の資料の中で、メール、インターネット、LGWAN 経由のみで使用と書いてあり、このイメージが湧かなかったのですが。

説明員 通常、各幼稚園、保育所には、本庁舎と同様に LGWAN の接続のパソコンが設置されており、それで通常ディープメールやセキュアブラウザを使って外部との通信をしているので、同様の通信を行うということになります。

事務局 イメージ的には、LGWAN イメージ図のところで、LGWAN PC というのがこの LGWAN の円の中のパソコンと思ってもらってよいのですが、インターネットからのメールやアドレスというのは、冒頭で言った関所である地方公共団体を通してインターネットやメールを使うというような意味合いになります。なので、LGWAN パソコンでも、関所を通ったメールは、そこから間接的にインターネットの世界に行けるので、そのことをこちらで書いているイメージです。

説明員 基本的には、インターネットよりも閉じて制限された通信の中がネットワーク構築されています。その中でセキュリティ対策は、本庁舎と同じシステムですが、外部の方にメールを送ったりインターネットを閲覧したりという形になります。

委員 では、このシステムとは関係なしに、色々メールで連絡のやり取りをする場合は、この LGWAN 回線を使うということですね。システムは、インターネットの中にあるので、そのシステムとのアクセスは、インターネット回線を使い暗号化してやるということですか。

説明員 基本的には、この園務システムと LGWAN は別のものであります。ただ、例えば LGWAN パソコンからもこのシステムは見る事が出来ますし、複合機を使ってプリントアウトすることも出来る形です。

委員 では、今回作られるシステムは、インターネットを介しても見られるし、LGWAN を介

しても見られるということですね。LGWAN を介して見れば、経路がかなり安全になっているから、データが漏れるといったことはないということですか。

説明員 そうです。

委 員 先程、スマホがない方は、パソコンでということでしたが、多分スマホをやらない方は、パソコンも出来ないだろうと思います。そういう場合は、どう情報提供するのですか。

説明員 おそらく、スマホもパソコンも駄目な方に関しては、従来どおり電話での連絡や紙ベースで連絡をする形になりますが、割合はすごく少ないと考えています。

委 員 それを、保育士さんなり、先生のタブレットから印刷をして出すのでしょうか。

説明員 システムに繋がった LGWAN の複合機で印刷し、紙ベースでお渡しする形です。現在もその様な形を取らせていただいておりますが、欠席の連絡等は現在電話になり、電話がかかっている時は、話し中になってしまうことがあります。インターネットで、このシステムを使う場合は、同時に通信があっても把握することが出来るという形になります。

委 員 子供がまだちょうど小学生なので、幼稚園の記憶が新しいのですが、基本的に、幼稚園の先生方は、あまりこういったネット上のセキュリティ等には詳しくない方が多くて、先程おっしゃっていた認証やセキュリティのことも、結構大変なことだと認識されるのが難しいのではないのかということがあります。その辺りについては、研修などはするのでしょうか。

説明員 今回、早めに予算措置をしまして、完全導入は、来年の4月を予定しているのですが、その間に情報セキュリティの関係の研修を行い、操作方法を習得して少し余裕を持った中で導入をしたいと考えています。

委 員 それは、定期的に行ったりするのでしょうか。

説明員 園の先生は、気にしてくれている先生はしてくれますが、セキュリティや様々な分野について、どうしても情報が疎くなってしまい、うっかりということもよく聞くことだと思います。今は市役所全体でも、情報を管理している担当課の方から、セキュリティポリシーに対して、ちゃんと自己チェックをなさいと指示が来ます。そういったことが常々、幼稚園や保育士の先生方にも届いているので、セキュリティに関しては、大事なことなのだという認識はあります。ただ、日々業務で思わずというところが、やはりあるので、そういうのは、我々のような市役所の事務方の職員が、しっかりと啓発をしていくことや、または委員がおっしゃられたように、役割分担をしっかりと確認しておく、そういったことが必要なのだろうと思うので、そういったことは、対応していきたいです。

委員 園ごとに、園の業務を効率化と資料には書いてあります。しかし、園間で情報を共有することは書かれていませんが、それはないのでしょうか。

説明員 今、このシステムを通してという形では考えていません。従来設置されている LGWAN 経由で、各園の職員間のイントラネットというか、そのシステムが構築されているので、園間の連絡については、従来の LGWAN システムで行いたいと思います。

委員 連絡というのではなくて、例えば、市からみると管理している 11 の園について、それをビッグデータとして捉えれば、市として統計等が可能になり、全園の情報をどなたかがアクセスするような権利を持たれるのかという質問です。後は、園ごとに、隣の園では何をしているのだろうということが、園長から見られるというようなことがあるのかという質問であります。

説明員 一応、管理画面というものがあり、他園も職位によっては見られるという機能は持っていると聞いています。

委員 それは、逆に言うと、個人情報というよりは、園の情報がある一定のルールのもと、各園間で共有するというような取り決めや管理、規定がないといけませんよね。見られるというのが機能として分かるが、情報管理としては何かないと駄目でしょう。ここの

園の業務効率化には、すごくよいというのは当然分かりましたが、その情報をどの範囲で共有していくかというところが結構大事なポイントになると思います。

説明員 その情報の閲覧については、職位というか、園長など、限られた人間が閲覧出来るようなコントロールを一定程度させていただくという対応はしたいと思います。

会 長 聞き漏らしたかもしれないが、このタブレットというのは、園に一つか、保育士に一台ですか。

説明員 今、配置を考えているのは、各クラスに一台であります。この場合、保育所と幼稚園の考え方が違いまして、保育所の方は、預かる時間が非常に長いので、各保育室のクラスに一台という形で配布しますが、幼稚園の場合は終業後に職員室で作業をするので、園に3台ずつという形になります。

今、幼稚園の方は6園あり、全ての幼稚園が、一クラス編成の幼稚園になりました。今後も、おそらく1クラス編成の幼稚園なのだろうということなので、幼稚園は法律上、3歳、4歳、5歳の3年間ですが、小田原市の公立幼稚園は、4歳、5歳の2カ年を扱っているもので、4歳用として一台、5歳用として一台、そして園長等との管理すべき端末が一台ということで、各園3台ずつ配布しようかと考えています。

会 長 タブレットは、スマホみたいな小さいものなのでしょうか。

説明員 想定しているのが iPad と言って、少し大きめのサイズのものを考えています。

会 長 ずっと持っている訳ではなく、置いておくのでしょうか。それで、繋がっていないのは大丈夫でしょうか。

委 員 一人一台ではないということは、共有される可能性があるから、前の方がちゃんとログオフして停止しておかなければという話になってしまいます。会長がおっしゃったように、そのへんの管理と教育をきちんとしなないといけません。

説明員 私は、この業務の前に市立病院にいましたが、市立病院でも、職員が共用のPC等々の

対応をしていることがありました。当然、その時にはログオフをすること、どの職員が入力したのだというのが分かることは、多分、こういう業務では基本だと思います。ただ、どうしても端末を複数の職員が使うことがあるという時が想定されます。けれども、その時には、職員一人ひとりが使い終わったらログオフをして、また新しい職員が、ログオンすることで、誰が記録を入れたのだと分かる様な使い方は基本なので、それは徹底していきたいと思います。

会 長 帳票の作成も、一応タブレットでやると書いてあります。だけど、先程の話だと LGWAN に繋がっているパソコンもあり、そこからも、このシステムには行くことができるとありました。入力作業や欠席の連絡、写真は別によいと思いますが、事故報告書等もタブレットで入力すると、こちらのパソコンでやることは基本的にはないということですか。

説明員 今現在、各園に LGWAN パソコンが配布されていますが、台数が限られてしまっており、なかなか業務が捗らない状況です。なので、このタブレットを配置することで、入力出来るタブレットなりパソコンが増えるということでは、入力の効率化は図られると思います。おっしゃるとおり、その管理を綿密にやる必要があると考えています。

会 長 今まで、事故報告書や保育日誌は、紙か分かりませんが、全然パッケージでも何でもなく、園毎に、紙なりパソコンで作っていたのですよね。今度は、事故報告書なども所定のパッケージがあり、それで全部やるような感じなのでしょうか。

説明員 一定の書式を定めて、その書式に従って作成するような形になると思います。どの帳票をタブレットでやるか、パソコンでやるかというのは、まだ決まっていますが、統一の書式に従って入力する形になると思います。

会 長 園務システムの中に、事故報告書があるか知りませんが、保育日誌は、もちろんあるのでしょし、それにどんどん入れていく感じですよ。それも色々な人が、同時に作業出来るように、タブレットでもやるという話なのですね。

説明員 そうです。

会 長 他にいかかでしょうか。

各委員 (質疑なし)

会 長 よろしければ質疑を終わりにします。説明員の方は、ご退席いただいて結構です。ありがとうございました。

<質疑応答終了 説明員退室>

会 長 では審議に入ります。
諮問事項ウについて、ご意見いかがでしょうか。

(意見なし)

会 長 ご意見がなければ、諮問事項ウについて、承認・不承認の採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 ご異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項ウを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

各委員 (全員賛成)

会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項ウは承認することといたします。

会 長 では、次に諮問事項エ、戸籍住民課所管の「マイナンバーカード申請システム事務」を審議します。諮問内容の説明を求めます。事務局は所管課の説明員を入れてください。

<戸籍住民課説明員入室 藤貫副課長と土谷主事が資料4に基づき説明>

会 長 委員の皆様からご質問ございますか。

委 員 地方公共団体情報システム機構に顔写真が送られると思いますが、そのデータというのは最終的にはどうなるのでしょうか。

説明員 端末内にはデータは残らずに、申請が完了した時点でデータは削除されます。

委 員 端末には残らないが、データセンターには残るのですか。

説明員 データセンターにも、その顔写真は残らずに、地方公共団体情報システム機構に送られた後は、データが削除される仕組みになっています。

委 員 記憶が曖昧ですが、大分前に申請をした時は、自分で写真をネットで送る形でした。それを、写真に関しては、市役所で、この端末でやるということですか。

説明員 申請は、ご自身で自宅からされましたか。

委 員 はい。

説明員 今まで、市役所の端末をサポートしながら同じことをやっていましたが、今回のサービスは、それとはまた別のやり方をする予定です。おそらく申請された時は、氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレスを入力し、写真を撮影しそれを申請して、申請完了のメールを受け取るという流れだったと思います。そのやり方は、直接 J-Lis に申請情報を送るやり取りなのですが、今回のシステムは、写真と申請の情報がキーになっている ID をデータセンターに送り、データセンターから、J-Lis の方に情報を送るやり方になるので、経験されたやり方とはまた別ですが、市役所に来て写真を撮って申請するというのは同じです。

委 員 パソコンでやる人向けではなく、市役所に来てやってもらう人のやり方が少し簡略化されるということですか。

説明員 そうです。

委 員 パソコンで申請する人は、今までと同じなのですか。

説明員 そうです。自宅で一般向けに開放されているサービスはそのままです。

委 員 そうすると、今回の内容としては、市役所でやることを簡略化するためのものですね。

説明員 そうです。

補完になりますが、こちらの対象業者は、市中で証明写真機の展開をしています。今、証明写真機の中には、写真を撮るだけではなく、直接撮った写真を利用して、マイナンバーカードの申請が出来るサービスを提供しています。そちらが先に、サービスをスタートしていたのだけれども、今回、その部分を使うと、何回も大量に申請をしなければいけない場面では有益性が高いということに、サービスを提供している業者が着目しました。それで、サービスの対象として、自治体の方にご利用はいかがかと話をいただいたのが事の始まりになっています。

会 長 QR コードの話が出ていますが、私は、QR コードがどういう位置づけになっているのか全然理解出来ていません。まず、どこにある QR コードなのでしょう。

説明員 QR コード自体は、平成 27 年にマイナンバーの通知書を送っていると思いますが、そちらに最初から付随しているものになります。

会 長 マイナンバーカードの申請をする人は、それを必ず持って来ないと申請がそもそも出来ないのですか。

説明員 その実際の ID 自体は、仮に失くされてしまったとしても、直ぐに再発行が可能な番号になっているので、必ずではないです。QR コードが、発行出来る場所、市役所の窓口等でお声掛けいただいて、本人確認書類をご提示くだされば、こちらですぐ再発行の対応をさせていただきますので申請していただけます。

会 長 何を再発行してくれるのですか。

説明員 マイナンバーカードの申請書です。通知カードの上は、紙製のカードになっていて、下の部分は、マイナンバーカードの申請書になっています。その申請書は、自治体の窓口の方で、すぐに再発行が出来る状態になっています。なので、そちらの方は、必ず持っていなくても申請は出来ます。

会 長 その申請書には、QR コードが付いているのですか。

説明員 付いています。

会 長 それを持って来れば、申請時には、それを読み込んで顔写真を撮るだけで、基本的なことを入力しなくても送信が出来るようになるということですか。

説明員 そのとおりです。

会 長 それを持っていなくても、再発行の手続きをしてもらえれば、すぐに再発行して、QR コードを読んで顔写真を撮って送れば出来てしまうという話ですか。

説明員 そのとおりです。

補足ですが、企業向け団体向けで出来るというところも、先に申請者の情報を市役所の方に宣言しておいていただければ、別に何十人もの名前、生年月日等を先に受け渡しをした上で、申請書を準備してその場に行けば、すぐマイナンバーカードの申請に至ります。そういったところで、交付数の増加に努めていきたいということを考えています。

会 長 市中にある、証明写真を撮る機械で、マイナンバーカードの申請が出来ると言っているのは、その写真は機械で撮るし、基本的な入力、当初交付された申請書についている QR コードを読み込ませる機械があり、それを使えば、そこで出来るという話でしょうか。

説明員 そのとおりです。

会 長 それを市でもやるという話ですか。

説明員 そうです。

委 員 その写真を撮りに来た方が本人だということを、どうやって確認するのでしょうか。

説明員 本人確認書類の提示が前提になっているので、その場合には、運転免許証等で確認します。

委 員 本人確認書類に本人の写真が無い場合はどうなりますか。

説明員 写真が無い場合は、保険証や年金手帳など複数のものの提示を受ける、もしくは聴聞行為を行って、本人しか知り得ない情報の成否を確認した上で、本人であることを認めて手続きに移る形になります。

委 員 結構、写真を持たれていない方がいるだろうと思うので、書類が整ってしまえば、本人であると偽った写真でできてしまうのではと、今回の更新と直接関係はありませんが、その辺りの顔写真という意味が気になっていました。

説明員 マイナンバーカードを交付する際、もしくは申請時でも構いませんが、必ず市の職員が、本人と会うということが前提になっています。そのうえで、顔写真付きの書類が無い方については、必ず交付時に会うという運用になっています。申請時に会って、その後郵便で、マイナンバーカードを送るサービスも実はあるので、今敢えてそちらの話をさせていただきましたが、必ず一回市の職員が、原則会うということになっているのです。また、本人から提示を受ける本人確認書類についても、事務処理上、この書類で確認をするということが定まっています。交付時に会うという場合には、交付通知書という郵送物を送り、そちらをお持ちいただくことになっています。なので、本人確認については、ある一定の流れがあり、今までも、その流れに沿って交付に務めているところであり、よほどのことがない限り、悪意を持った第三者の方に交付をしてしまうと

いうことは、発生しないのではないかと考えているところであります。

会 長 写真だけの話をすれば、最初に申請してきた人と取りにきた人が同じなら、最初に申請してきた時に来た人が、本人ではないのなら、そこで見破ることは出来ないですね。そのようなことを言ってしまったら、最初に何かがないと出来なくなってしまうので仕方がないとは思いますが。

説明員 たしかに、住民基本台帳上の登録住所や生年月日まで含めて全てを詐称出来るような状況で、悪意を持った方が動かれてしまうと防ぎようがないというのは、ご指摘のとおりだと思います。全て善意という話で進めてはいけないのでしょうかけれども、一般的に生活されている方が、行為を行う中で、マイナンバーカードの申請をされてここに至るという状況からは、よほどの事がない限り先程話した状況になるのではと考えています。

委 員 直接関係はないのですが、現在完了された方は、約6万ということで、これから短時間で出来るようになるということなので、これから先に残っている方が、まだ多い訳だからPRを上手くやってほしいと思います。いつまでも、こんなことをカタカタやっているのは、昔の話であり、少しでも早く皆が取れるように上手いPRをしてほしいです。

説明員 実際にまだ申請制であり、義務になっていないところがなかなか難しいところです。ただ、交付率を上げるためには、利用する場面が重要になってくるのかなと思います。国自体は、様々な施策を展開している旨を先程お話しさせていただきましたが、今後、保険証化や、ゆくゆくは運転免許証に取って代わる、このカードがあれば、手続きが添付資料無しで出来る、インターネット経由で、色々な手続きが出来るといった付加価値が可能となるように、目指しているところであります。そういったところで、今仰っていただいたPRも含めて取り組んでいきたいと考えています。

会 長 他はよろしいですか。

各委員 (質疑なし)

会 長 よろしければ質疑を終わりにします。説明員の方は、ご退席いただいて結構です。ありがとうございました。

<質疑応答終了 説明員退室>

会 長 では審議に入ります。
諮問事項エについて、ご意見いかがでしょうか。よろしいですか。

各委員 (意見なし)

会 長 ご意見がなければ、諮問事項エについて、承認・不承認の採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会 長 ご異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項のエを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

各委員 (全員賛成)

会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項のエは承認することといたします。

会 長 次に諮問事項オ、戸籍住民課所管の「ご遺族手続きサポートコーナー事務」を審議します。諮問内容の説明を求めます。事務局は所管課の説明員を入れてください。

会 長 それでは説明をお願いいたします。

<戸籍住民課説明員入室 飯田係長が資料5に基づき説明>

会 長 ありがとうございました。委員の皆様からご質問ございますか。

委員 この辺りの活動をやられる中で、また新たに、個人情報が集まってくると思いますが、その情報の位置づけというのは、個人情報として登録されるのでしょうか。

説明員 この事務が取扱う個人情報は、戸籍住民課事務の中の利用情報という形で登録することになります。

委員 では、個人情報として、しばらくの間保管されて、他の色々な個人情報と同じような取扱いでやっていかれるという認識でよろしいでしょうか。

説明員 関係課からもらった情報ということでしょうか。

委員 そうです。実際に申し込まれた方からいただいた情報が色々あると思いますが。

説明員 申し込み時にある一定の申込書の内容をいただくので、それについては、コーナーで集約をさせていただくことになるかと思います。ただ、こちらの方のサービスは同様に、戸籍住民課の住民窓口のマロニエであったり、いずみであったり、こゆるぎなどでは、受託を受けた上で事務の方を進めています。なので、実際の手続き、個々の情報の取扱いについては、申請をいただく際のサポートはさせていただくが、それぞれの所管が、個人情報の扱いを届け出ているので、そちらの配下に入ってきます。そちらの配下で管理を務めていただく事になりますが、あくまでもサポートコーナーで管理するのは、申込時に必要な個人情報という位置づけになるので、そちらについては、扱う情報について、きちんと管理が出来るように届け出をしていきたいと考えています。

委員 例えば、その辺りの一連の手続きが終わったら情報は廃棄するということですか。

説明員 申請自体のコーナーを利用される際に必要な情報というのは、やはり一定の期間は、保管をする必要があるのかなと考えています。それが、5年が妥当であるのかというのは、総務部門の確認を取りながら取り決めていきたいと思いますが、そこまでの保有期間は、正直必要ではないのではないのかなと考えています。

委員 一番肝心なところで、利用出来る方の相続人と手続き資格を有する者というのは、ど

ういった情報で判断するのですか。その人が利用出来るというのは、市の方では、ここに書いてあるのが、相続人と手続き資格を有する者と書いてありますが、こういった内容で、この人が妥当な人なのだとということを見極めるのですか。

説明員 私どもは戸籍住民課なので、住民登録情報、住民登録システム、要は住民票を持っているので、例えば、ご主人様を亡くされた奥様がいらしているという情報は、分かる状況になっています。もし、それが全然別の方だった場合には、確認が出来ないので、例えば、続柄が分かる書類や戸籍などを提示いただければ可能だが、もしその辺りが難しいようでしたら手続き案内のみとなります。

委員 基本的には、戸籍等で相続権があるかというのを調べないと駄目ですよ。

説明員 そのこの利用者のサービスの質のところによってくると思いますが、情報提供であれば、利用いただく窓口コーナーを訪問された方、もしくは電話で問い合わせされた方に、情報提供させていただくことが出来ますが、実際に、こちらの職員がついて、各窓口で手続きを行うとなると、やはりそのこのところの確認行為というのは、必須になってくるので、現に確認しながら、または、利用者から必要な書類の提示を求めさせていただいた上で、判断をしていきたいと考えているところです。

会長 予約の電話がかかってきて、その方の住所や亡くなった方の名前、生年月日、死亡日等を聞き取り、定型処理するためのフォーマットの紙に書いていくのでしょうか。言っているのが合っているのかという確認は、住民票のデータを見てするのですか。そこを見るのは、住民票の目的どおりの使用なのですか。相続人のサポートをするために、確認するように住民票のデータにアクセスするというのはよいのでしょうか。

説明員 最終的なサービスの形態としては、もちろん分かり易くするために、このコーナーを設けて情報発信に努めるというのが前提ですが、手続きを行うことについては、今まで行政サービスとして提供している範囲を逸脱するものではありません。また、住民基本台帳自体は、地域の行政サービスを円滑に提供するために、法上使われる範囲の範疇というか、この業務で使って構わないという旨は、既に法上定められているので、そこについての間の繋ぎの部分、このコーナーでやるだけの話になります。もちろん、先程

お話ししたように、途中の申請時の情報の管理については、一定の基準を設けて、保管に努める必要があると思いますが、それ以降の実際の手続き作業について、ここで改めて考え方を創出するような視点で考える必要はないと思います。

会 長 電話でいただいた情報は、こういうサービスを受けるために使ってくださいということ
とでいただいている情報だから、その情報を使って、色々なところに行くのはよいと思
います。色々確認しても、証明資料を持って来ないと動いてくれないという時に、それ
を確認すると言ってどんどん確認してくれるのなら、すごく楽になると思いますが、こ
の時だけそういうサービスをやってくれるという話なのですか。

説明員 そういう位置づけでは、サービスの範囲内としては想定していないことです。

会 長 やっていただくことはよいことだし、スムーズになりますよね。ただ、それが目的外
の使用ではなくて、目的どおりの使用ならそれでよいのですが、このサービスを使うに
あたって、当初の予約の時に言っていることが、本当かどうか確認するために、その住
民基本台帳の情報を見たりすることが気になります。そこは、もう住民基本台帳の目的
どおりの使用ということであれば、そこはよいのだと思いますが。

説明員 保険事務でも、年金の事務でも、住民基本台帳と連携しているので、その中で仮にお
客様が直接保険の窓口いらしても、奥様ですねということでシステムに入っています。

会 長 その手続きのためにするのはよいと思いますが、色々な案内の所に行くということが
気になります。

説明員 電話での予約のタイミングでは、ご指摘のとおり本人確認が取れていない状態にある
ので、そこは業務の範囲以上のことを進めることが出来ない状態にあるというのは、認
識しています。その上で、本人が窓口の方に予約時間にいらっしゃった時に、確認を取
らせていただき、そこからの必要なサービスというのは、法上定められている範囲にあ
るものなので、行動に移していくという流れになっていると考えています。

- 会 長 実際のところは確認してから、所管課に行くのですか。
- 説明員 どの道、予約をして話を聞かないと何の手続きがあるのかというのは、やはり電話ではなかなか難しいところがあります。
- 会 長 電話で聞き取った基本的な情報に基づいて、それだけを使って所管課に説明をして所管課は使っているのかもしれないし、各所管課が、それぞれの事務のために住民基本台帳を使うというのならいいのかもしれませんが、サポートをする人が、そのサポートのために使うというところが気になります。私は、使った方が良いと思いますが、了解をいただいてから使わなくてはいけないものなのか、当然使っているものなのか、それは目的どおりの使い方なのかという整理が出来ればよいですね。今回、諮問がないからそこは別に関係ありませんが。
- 説明員 受託を受けた上で、コーナーの職員が、戸籍住民課職員として業務を行うというのを、最初に話をさせていただいているので、立場的には各所管の職員と同等の権利を有しているという風に認識していただくと、一つ進むのではないのかなと思います。
- 事務局 考え方としては、サポートコーナーを作って、戸籍住民課の職員がいますが、各所管の職員と同じというか、各所管課から 65 個の業務を受託されているものです。
- 会 長 それがよければ何でもよいような気がしてしまいますが。実際にワンストップサービスであり、ある程度オールマイティの権限を持っていないと出来ないだろうから、そういう情報を全てアクセス出来るというところで、フォローが予め必要なのかどうか、今はちょっと分かりませんが。
- 説明員 実はそこが、先程説明させていただいた各住民窓口、出先窓口の方で、そういったサービスを既に提供している状況にあり、受託事務の事務処理要領上にも、そういった事務が出来る旨が明記されており、規定上、整備がされています。そのところの延長線上というか、同義でサポートコーナーが、今回運用されると認識いただければと思います。

会 長 事務分掌としては、それでいいと思うが、個人情報の取扱いという理屈だけの世界の時に大丈夫かと気になりました。整理が出来ればよいと思います。

説明員 承知しました。

委 員 資料3ページ目の下の方に、庁外2課にも出すとありますが、この庁外2課はどのような所でしょうか。

説明員 上下水道局になります。水道の停止などもあり、お客様が、周っていただけないので、その場でコーナーから電話を取次ぎます。ただ、電話で出来る手続きなので、先程質問があったような最初から奥様が来ると、そういうことは申し上げません。普通に電話を取次いで、自宅から電話されたような形で手続きを進めます。

事務局 庁内というのは、市役所の本庁舎内と、下水道・水道局は庁外の出先機関にあるので、こちらで庁外ということですか。

委 員 そうすると、場所が違うというだけの庁外なのですか。

説明員 申し訳ありません。行政窓口で、市役所のものであります。

委 員 受付があり、その日来る人の名前と電話番号と住所等を先に聞いて、申込票のようなものを用意して、担当の人が所管課に案内するということですか。

説明員 そうです。

委 員 その個人情報の責任を負う部署は、戸籍住民課になりますか。

説明員 はい。

会 長 他はどうでしょうか。

各委員 (質疑なし)

会 長 よろしければ質疑を終わりにします。説明員の方は、ご退席いただいて結構です。ありがとうございました。

<質疑応答終了 説明員退室>

会 長 では審議に入ります。
諮問事項オについて、ご意見いかがでしょうか。

各委員 (意見なし)

会 長 ご意見がなければ、諮問事項オについて、承認・不承認の採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会 長 ご異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項のオを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

各委員 (全員賛成)

会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項オは承認することといたします。

会 長 次に、次第の(2)報告事項の「ア 令和3年度の個人情報取扱事務登録簿について」報告をお願いします。

事務局 (資料6に基づき説明)

会 長 事務局の報告について質問等がありますでしょうか。

各委員 (質疑なし)

会 長 よろしければ質疑を終わります。

次に、「イ 令和2年度個人情報保護制度の運用状況について」報告をお願いします。

事務局 (資料7に基づき説明)

会 長 事務局の報告について質問等ありますでしょうか。

各委員 (質疑なし)

会 長 よろしければ質疑を終わりにします。

次に、「ウ 令和2年度個人情報事故等の状況」報告をお願いします。

事務局 (資料8に基づき説明)

会 長 事務局の報告について質問等ありますか。

各委員 (質疑なし)

会 長 よろしければ質疑を終わりにいたします。

それでは、4のその他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局 特にございませませんが、今回の会議録につきましても、事務局で草案を作成後、委員の皆様へ郵送させていただき、御確認をしていただいた後、行政情報センター、ホームページにて公開しますのでよろしくをお願いします。

会 長 それでは、これをもちまして第82回小田原市個人情報保護運営審議会を閉会します。

第 82 回 小田原市個人情報保護運営審議会 資料一覧

●次第

●資料 1～ 5

- ・ 諮問事案書ほか

●資料 6

- ・ 令和 3 年度の個人情報取扱事務の登録状況

●資料 7

- ・ 令和 2 年度の情報公開・個人情報保護制度運用状況報告書

●資料 8

- ・ 令和 2 年度に発生した主な個人情報事故の概要について